

# Web会議システムを利用した会議の出席について

---

# Web会議システムを利用した会議の出席について①

## 背景

新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から、Web会議を活用する会議が増加している。

## 解釈

Webでの参加を「出席」とみなすかは、対象となる会議ごとで解釈が異なる。以下はその例。

### ア 地方議会の本会議

会議の運営は地方自治法で規定されている（113条、116条第1項）

「出席」とは現に議場にいることと解釈されている（=Webでは出席とならない）（※1）

### イ 地方議会の委員会

会議の運営は条例で規定される。

相手と相互に意思疎通が可能である等の条件が整えばWebでの出席が可能（※1）

### ウ 会社法における取締役会、株主総会

相手と相互に意思疎通が可能である等の条件が整えばWebでの出席が可能（※2,※3）

※1 総務省自治行政局行政課長通知（令和2年4月30日）

※2 法務省民事局参事官室「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について」（平成8年4月19日）

※3 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（2020年2月26日）

- 医療審議会の場合、医療法第72条に基づいて設置しているが、会議の運営に関する規定は医療法施行令に定めがあり、施行令と同内容を、同審議会において運営規定として策定している（部会も同様）。
- しかし、これらの運営に関する規定においては、Webでの参加に関する明確な規定はない。

## Web会議システムを利用した会議の出席について②

### Webによる出席の取扱い

本審議会において、Webでの出席については、会議の性質上、現場にいることが求められる場合を除き、委員相互の意思疎通が可能であれば出席扱いが可能と思われるが、**意思決定手続きを明確にしておくためにWeb出席の取扱いを規定しておくことが望ましい。**



この点、医療法施行令および三重県医療審議会運営要綱の規定に定めのない**審議会の運営に関し必要な事項は、審議会で別途定めることが可能**となっている。

#### 医療法施行令（抜粋）

第5条の21 第5条の16から前条に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

#### 三重医療審議会運営要綱（抜粋）

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。



そこで、本審議会におけるWeb会議による出席の取扱いを明確にしておくため、医療法施行令第5条の21および運営要綱第9条の「審議会の運営に関し必要な事項」として次の内容を定めることとしたい。

# Web会議システムを利用した会議への出席について

令和2年12月 日  
三重県医療審議会

- 1 三重県医療審議会（以下、「審議会」という。）において、会長が必要と認めるときは、委員（専門委員を含む。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる出席は、三重県医療審議会運営要綱（昭和61年12月18日）第5条第2項及び第3項に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった場合は、その時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。  
なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。